

平成 28 年 11 月 2 日  
厚生労働省年金局年金課

衆議院議員長妻昭君提出年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する質問主意書（平成 28 年 10 月 20 日提出質問第 78 号）に対する答弁書における基礎的消費支出について

高齢無職世帯の基礎的消費支出（平成 27 年）

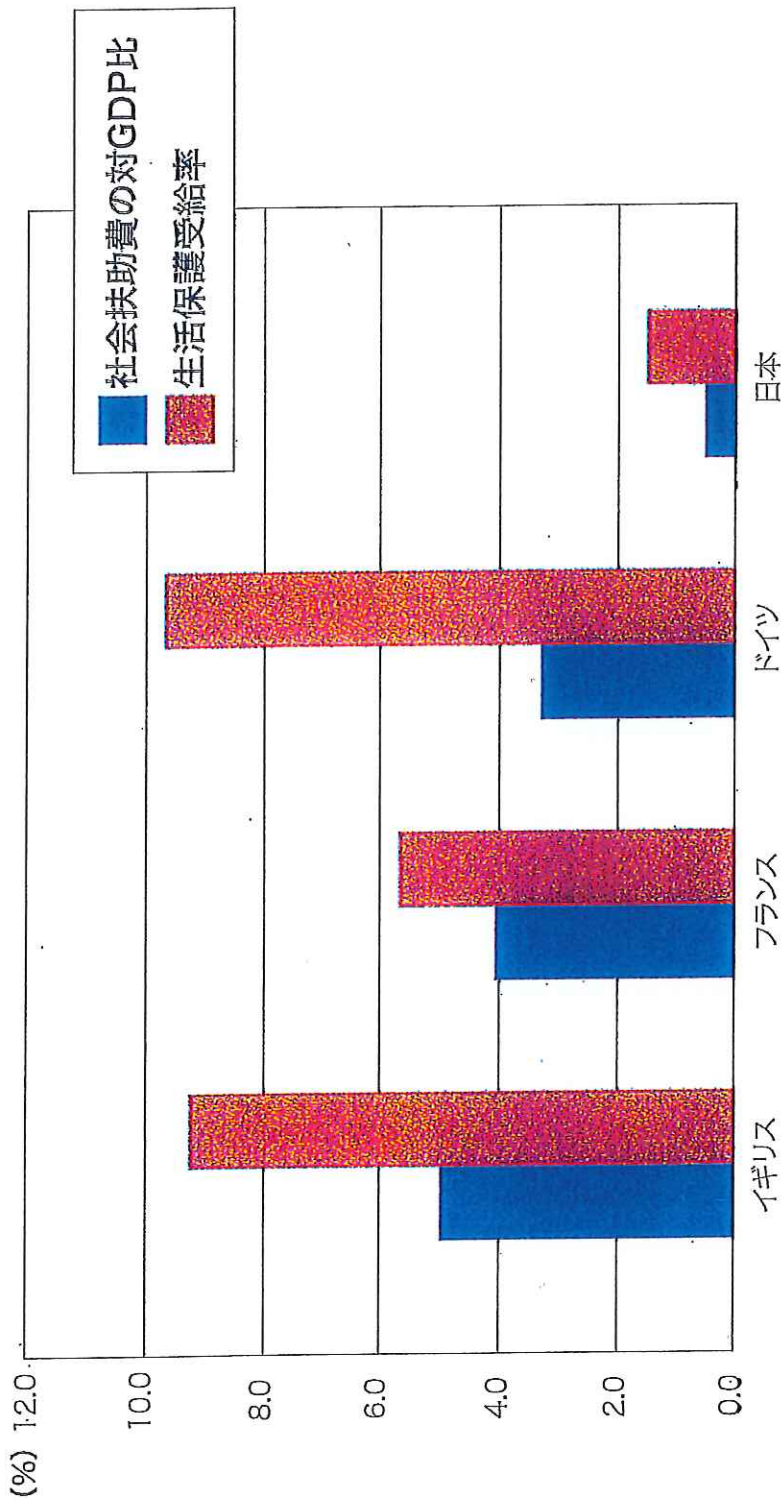
	(単身世帯)	(夫婦世帯)
食料	35,012 円	62,432 円
住居	13,944 円	17,500 円
光熱・水道	13,468 円	20,385 円
家具・家事用品	5,249 円	8,641 円
被服及び履物	4,436 円	6,975 円
合計	72,109 円	115,933 円

(資料出所)総務省統計局「家計調査報告」

老齢基礎年金（平成 27 年度満額）

65,008 円（1 人分）  
130,016 円（2 人分）

# 日本の生活保護支出は低い



(以下の出典にもとづき長妻昭事務所作成)

出典:尾藤麗香ほか「Q6 海外の公的扶助制度の現状は?」『生活保護「改革」ここが焦点だ!』あけび書房、2011.7, pp.101-108.

William Adema, Pauline Fron, Maxime Lacaïque "Table 1.1: In Anglophone countries income-testing plays an important role in social policy" "Is the European Welfare State Really More Expensive?" OECD iLibrary, 2011.11.2, p.19.

## 諸外国の公的扶助受給者の人口に占める割合

(単位：%)

	2007		2009年(※注1)	
	人口に占める受給者の割合(全体)	65歳以上人口に占める65歳以上受給者の割合	人口に占める受給者の割合(全体)	65歳以上人口に占める65歳以上受給者の割合
オーストリア	5.11	5.51	3.18	2.46
ベルギー	6.5	3.02	6.69	3.05
チェコ	0.93	1.07	-	-
ドイツ	9.55	11.26	9.24	10.76
デンマーク	4.16	3.42	4.85	3.99
スペイン	6.9	1.94	1.09	0.81
フィンランド	3.19	3.27	3.16	3.27
フランス	9.27	7.36	9.01	8.18
ハンガリー	2.45	3.31	2.56	3.53
アイルランド	18.41	13.44	24.6	19.32
オランダ	5.35	5.13	5.58	5.64
ポーランド	5.34	3.05	3.52	1.87
ポルトガル	4.41	2.64	6.77	3.24
スウェーデン	2.2	2.29	2.36	2.61
スロバキア	7	5.66	-	-
イギリス	12.89	8.8	13.16	9.34
(参考) 日本	1.2	2.3	1.3	2.4

(注1) ベルギー、フィンランド、ハンガリーは2008年の値。チェコ、スロバキアは2008年以降のデータなし。

(注2) 日本のデータは、各年7月1日現在の生活保護受給者数を基に、各年7月1日現在の推計人口に対する割合として示したものである。通常「保護率」と呼ばれる数値は、厚生労働省「被保護者調査」(平成23年度以前は福祉行政報告例)において、毎年度の1か月平均の被保護実人員数を各年10月1日現在の推計人口で除したものと計算されており、今回示した数値とは用いる値が異なることに留意が必要である。

(出典) EuMin database <[http://www.mzes.uni-mannheim.de/projekte/min\\_sicher/start\\_d.php](http://www.mzes.uni-mannheim.de/projekte/min_sicher/start_d.php)>、厚生労働省「被保護者全国一斉調査(個別調査)」、総務省「人口推計」を基に作成。

国会図書館作成資料

日本年金機構「事務処理誤り等（平成 28 年 9 月分）について」（抜粋）

整理番号	件名	誤り区分	給付所県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
191	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜北	1989年 7月13日	2015年 1月13日	○遺族本節から連絡があり、遺族年金の決定時の年金記録の確認不足により、本来、申請特例により支給されるべき事務加算の加算がなされていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行いました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び申請特例の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	14,487,356
192			愛媛	松山東	1976年 12月1日	2014年 11月12日	○遺族本節から連絡があり、遺族厚生年金の決定時の確認不足により、本来、遺族厚生年金を支給しているため支給停止となる特別寡婦加算について停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行いました。訂正処理を行い、遺払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時における他年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	702,844
193		説明誤り	三重	伊勢	2015年 12月24日	2018年 1月7日	○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金請求の相属時に、遺族厚生年金について若齢厚生年金等に相当する額が支給停止となるなどの説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、相属時の年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
194	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	三重	伊勢	2008年 4月26日	2014年 9月22日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金請求書の受付時に加算額の対象となる子の記載の案内を漏らしたため、子の加算がされず障害基礎年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行いました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時の記載項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,113,813
195			本部	機構本部 (障害年金 業務部)	2015年 8月20日	2015年 9月1日	○お客様から問合せがあり、障害年金決定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者扶養の資格を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、請求書入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
196			宮城	仙台広域 事務センター	2015年 5月26日	2015年 9月24日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金にかかる遺族居の認定時に、本来、継続して支給すべきところ係りして支給停止の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行いました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、認定時における書類の記載項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	85,008
197			熊本	事務センター	2011年 1月6日	2015年 10月26日	○遺族本節から連絡があり、障害基礎年金の決定時の確認不足により障害認定日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、請求書入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
198			熊本	事務センター	2015年 11月6日	2015年 11月25日	○担当部署において点検を行ったところ、障害基礎年金にかかる遺族居の認定時に、本来、支給停止すべき期間について係りして支給停止の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、返納の処理を行いました。 ●担当部署において、認定時における書類の記載項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	322,000
199			大阪	大阪広域 事務センター	2008年 1月25日	2015年 12月17日	○他の部署から連絡があり、障害年金決定時に子の生年月日や添付書類の確認不足から加算の対象となる子の資格を漏らしたため、子の加算がされず障害基礎年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行いました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、生計維持関係や添付書類等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	323,016